

令和二年一月三十一日受領
答弁第一一六号

内閣衆質二〇一第一六号

令和二年一月三十一日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員山井和則君提出「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「桜を見る会」の招待者名簿の廃棄の真実性等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、廃棄されている。

お尋ねの「廃棄した日付がわかる文書、書類」及び「招待者名簿を管理している担当者」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、それらの具体的な廃棄日は不明であるが、内閣府において、平成二十五年度から平成二十九年度までに開催された各「桜を見る会」については、それぞれの開催日から一年程度後に、平成三十一年度までに開催された「桜を見る会」については、その終了後遅滞なく廃棄したものと認識している。

また、平成三十一年度までに開催された「桜を見る会」の紙媒体の招待者名簿については、内閣府において、廃棄に用いたシュレッダーの使用記録等から、令和元年五月九日に廃棄したことを確認しており、同招待者名簿が記録された電磁的記録についても、内閣府において、同月七日から同月九日までの間に、これを

廃棄しているものと認識している。

三及び四について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、内閣府において、紙媒体及び電磁的記録の双方について廃棄されていることを確認している。この確認に当たり、御指摘の「ログ」を用いた調査は行っていない。

五について

平成二十五年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者名簿については、三及び四についてでお答えしたとおりであるため、御指摘の「再確認」を行うことは考えていない。

六について

お尋ねの平成十七年度から平成三十一年度までに開催された各「桜を見る会」の招待者数の合計及びそのうち内閣府大臣官房総務課作成に係る招待者の内訳を記載した文書に「各界功績者（総理大臣等）」と分類されている招待者数について、内閣府の保有する文書により確認できる平成二十五年度以降の招待者数及び平成二十七年度以降の「各界功績者（総理大臣等）」と分類されている招待者数をお示しすれば、

次のとおりである。

また、お尋ねの招待者数の増加の要因については、招待者の選定基準が曖昧であり、結果として、長年の慣行の中で、招待者の数が膨れ上がってしまったことが実態であるものと認識している。

「招待者数の合計」

平成二十五年 一万千六百六十九人

平成二十六年 一万二千八百二十一人

平成二十七年 一万三千六百九十七人

平成二十八年 一万三千六百八十三人

平成二十九年 一万三千九百十五人

平成三十年 一万五千九百十人

平成三十一年 一万五千四百二十人

「各界功績者（総理大臣等）」

平成二十七年 七千三百八十五人

平成二十八年 七千六百五人

平成二十九年 七千五百九十五人

平成三十年 九千四百九十四人

平成三十一年 八千八百九十四人

七及び八について

「推薦のあった人の功績の確認の方法」の意味するところが必ずしも明らかではなく、また、お尋ねの「各界功績者（総理大臣等）」の推薦者ごとの内訳及び安倍晋三衆議院議員事務所から推薦のあった人数については、資料を保有していないことから、お答えすることは困難であるが、招待者の選定については、内閣官房及び内閣府において氏名や役職等の情報を基に最終的に取りまとめてきたところである。

また、平成三十一年度で開催された「桜を見る会」の招待者のうち、御指摘の「各界功績者（総理大臣等）」が半数を超えているとの御指摘については、招待者の選定基準が曖昧であり、結果として、長年の慣行の中で、招待者の数が膨れ上がってしまったことなどによるものと認識している。

いずれにせよ、「桜を見る会」については、招待基準の明確化や招待プロセスの透明化を検討するとと

もに、予算や招待人数も含めて全般的な見直しを、幅広く意見を聴きながら行うこととしている。

九について

お尋ねの「その確認の方法」の意味するところが明らかではなく、お答えすることは困難である。